

船舶インシデント調査報告書

平成28年8月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航阻害
発生日時	平成28年4月24日 09時35分ごろ
発生場所	京浜港川崎区川崎航路南方沖 川崎東扇島防波堤東灯台から真方位162°0.7海里付近 (概位 北緯35°29.0′ 東経139°47.3′)
インシデントの概要	作業船まつかぜ6号は、帰航中、主機が停止して運航が阻害された。
インシデント調査の経過	平成28年4月25日、調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	作業船 まつかぜ6号、8.51トン 241-18680東京、株式会社砂畑商会
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定 機関長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 雨、風向 東、風速 約12m/s、視界 良好 海象：波高 約1.5m
インシデントの経過	本船は、東京都芝浦ふ頭に向けて帰航中、主機が停止した。 機関長は、機関室に入り、主機の始動を試みたものの、始動できず、運転を断念した。 本船は、付近の警戒船に係留されたのち、巡視船等にえい航された。 主機は、本インシデント後の点検で「燃料油こし器から燃料噴射ポンプに至る鋼製のフレキシブルホース」（以下「本件ホース」という。）に破損が確認され、交換された。
分析	本船は、川崎航路南方沖を帰航中、本件ホースに破損が生じたことから、燃料油が漏えいして主機への燃料供給が不足し、主機が停止したものと考えられる。 本件ホースは、経年使用されるうち、材料の劣化等により破損したものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が川崎航路南方沖を帰航中、本件ホースが破損したため、燃料油が漏えいして主機への燃料供給が不足し、主機が停止したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 燃料油系統のホースは、適宜、交換すること。・ 燃料油系統を含めたホースは、手で触るなどして燃料油等の漏れを確認すること。 |
|--|---|